# 兵庫県病院薬剤師会摂丹支部会則

## 総則

1. 本会は兵庫県病院薬剤師会(以下、兵病薬と略す)摂丹支部と称し、摂丹地区の病院・ 診療所に勤務する薬剤師及び賛助会員を以って構成する。

### 目的

- 2. 本会は病院・診療所勤務薬剤師及び賛助会員の研修・業務連絡を行い、併せて相互の親睦 を深めることを目的とする。
- 3. 本部主催の研修会·行事には全面的に支援協力し、支部活動の一環として取り組むものとする。

## 会議

- 4. 総会は年1回開く。その他必要ある時は支部長が招集する。総会は会員の過半数の出席をもって成立する。
- 5. 総会の承認および議決は、総会出席者の過半数による。
- 6. 摂丹地区研修会は、年5回(5月、7月、9月、11月、1月) 開くことを原則とする。

## 役員

- 7. 本会には支部長1名を置き、本部より要請の代議員1名、予備代議員1名、学術2名, 文化2名,小病診1名,編集1名,情報2名、研修2名の各委員を置く。
- 8. 支部内役員として、支部長が委嘱する幹事若干名、会計1名、監査1名を置く。

# 任期

9. 役員の任期は2年とする。 (ただし、再任は妨げない)

#### 会費

10. 会費は1ヶ年1,000円とし、途中入会も同一とする。途中退会時も既納の会費は返還しない。

#### その他

- 12. 本会の経費は会費及び兵病薬からの交付金を以ってこれにあてる。
- 13. 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とする。

2015年5月26日制定